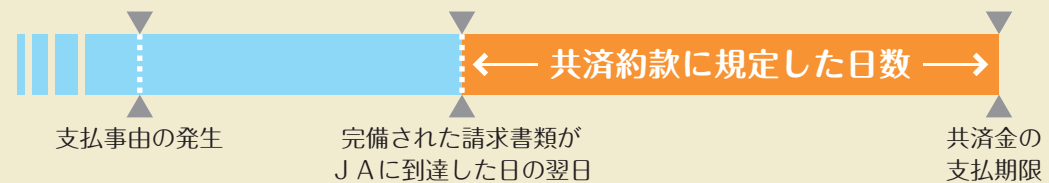


Q4 保険法では、共済金の支払期限に関する規定が設けられましたが、JA共済ではどのような対応を行うのですか。

共済金をお支払いするにあたって必要となる調査・確認の有無と内容に応じて、共済金の支払期限を共済約款に規定しました。



「共済約款に規定した日数」の内容（抜粋）

調査・確認の有無とその内容（例）	共済金の支払期限
● 生命系共済における死亡共済金などのうち、支払いにあたって特段の調査・確認が必要ない場合	8日 (土日・祝日等は含みません。)
● 「損害額の算出」や「後遺障害の認定」が必要な場合 ● 「無効」「取消し」「解除」等への該当の有無の確認が必要な場合	30日
● 弁護士法などの法令に基づく照会が必要な場合	180日
● 警察、検察、消防等への照会が必要な場合	180日
● 災害救助法が適用された被災地域における調査が必要な場合	60日

平成22年3月31日以前に保障が開始した共済契約についても、共済金の支払事由が平成22年4月1日以降に発生した場合は、上記の支払期限のとおりお取扱いいたします。

JA共済では、保険法に則した内容となるよう、共済約款や共済規程などの整備・変更を行いました。

JA共済では、今まで以上に組合員・利用者の皆さまに安心してご利用いただけるよう取り組んでまいります。

詳しくは、JA共済のホームページ

<http://www.ja-kyosai.or.jp> をご覧ください。

「保険法」施行にかかるご案内

平成22年4月1日に施行された「保険法」につきまして、JA共済をご利用の皆さまにご案内いたします。

POINT-1

保護強化！

▶ 共済契約者様や共済金受取人様の保護が強化されました。

POINT-2

手続き不要！

▶ 新たなお手続きを行っていただく必要はありません。

POINT-3

変更なし！

▶ すでにご加入いただいている共済契約の保障金額や共済掛金に変更はありません。

中面をご覧ください。

はやり

「保険法」って何？

保険法は、主に共済・保険の利用者の保護を目的に制定された、共済契約や保険契約に関する一般的なルールを定めた法律です。

▶ 主な内容

- 1 ご加入時に告知していただく方法が規定されました。**
共済契約にご加入いただく際には、健康状態等について告知していただく必要があります。保険法では、この告知の方法について、「JAが告知を求めた事項」にお答えいただければよいこととされました。
- 2 共済金の支払期限に関する規定が設けられました。**
保険法では、共済金支払の不当な遅延を防止するため、「共済金をお支払いするために必要な調査を行うための相当の期間を経過する日」が支払期限とされました。
- 3 共済契約者様等に不利な共済約款の規定は無効となります。**
告知や共済金の支払期限に関する規定など、共済契約者様等を保護するための重要なルールについて、保険法よりも共済契約者様等に不利な内容の共済約款の規定は無効となります。

保険法が適用される共済契約について

保険法の一部の規定は、すでにご加入いただいている共済契約にも適用されます。

保険法は、原則として、平成22年4月1日以降にご加入いただいた共済契約に適用されます。ただし、保険法の一部の規定は、平成22年3月31日以前にご加入いただいた共済契約にも適用されます。

また、平成22年3月31日以前にご加入いただいた共済契約であっても、平成22年4月1日以降に、新たに特約を中途付加した場合や失効した共済契約を復活した場合、その特約や復活後の共済契約にも保険法が適用されます。

新しい保険法とJA共済

Q&A

Q1 なぜ、JA共済にも保険法が適用されるのですか。

新しく制定された保険法は、共済事業が今日の規模まで成長し、数多くの国民が共済契約に加入している現状に鑑み、共済と保険を並列的に位置付けたかたちで共済契約にも適用されることとなりました。

Q2 保険法では、告知の方法が規定されましたが、JA共済ではどのような対応を行うのですか。

JA共済では、これまでも保険法の規定と同様に「JAが告知を求めた事項」についてお答えいただくこととしております。

JA共済では、引き続き、保険法の趣旨を踏まえた適正な告知制度の運営に努めてまいります。

Q3 JAが共済契約を解除することができる場合に変更はありますか。

保険法ではJAの側から共済契約を解除できる場合を規定しています。これについてJA共済では、保険法の規定に合わせ、**以下の3点**に集約し、全ての共済種類において同様に規定しました。（これらの事由に該当した場合、共済契約が解除されるだけでなく、共済金をお支払いできないことがあります。）

- 1** 共済契約の締結の際、告知事項について、告知しなかった、または事実でないことを告知した場合
- 2** 共済契約の締結後、告知内容に関する危険が増加したことを、JAに通知しなかった場合
【例】自動車に高圧ガスなどの危険物を積載した場合などが該当します。（自動車共済の場合）
- 3** 共済契約の存続を困難とする重大な事由があった場合
【例】共済金請求について詐欺を行った場合などが該当します。



平成22年3月31日以前に保障が開始した共済契約について、保険法が施行されたことにより、新たに告知を行っていただく必要はございません。



平成22年3月31日以前に保障が開始した共済契約についても、平成22年4月1日以降は、上記により共済契約を解除することがあります。

裏面へ続く ▶▶